

令和元年11月15日

保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当について

令和元年11月8日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」が妥当との答申及び「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

1 保険医の登録の取消及び元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

(1) 登録の取消となる保険医

氏名 かがわ こういちろう はしもと こういちろう 48歳
賀川 幸一郎 (現：橋本 幸一郎)
登録取消年月日 令和元年11月15日

(2) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称 賀川歯科医院 難波診療室
所在地 大阪府大阪市浪速区難波中三丁目9番地1
開設者 医療法人賀川歯科医院 理事長 賀川 幸一郎
(法人番号 3480005002239)

指定取消相当年月日 令和元年11月15日

※ 当該保険医療機関は平成27年9月30日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

2 監査を行うに至った経緯

(1) 平成27年3月4日、患者から健康保険組合を通じて、近畿厚生局指導監査課に対し、医療費通知に、①無料のホワイトニングで当該保険医療機関を受診したにもかかわらず、保険請求されている。また、②受診していない同一法人が開設する別の保険医療機関からも保険請求されている旨の情報提供があった。

(2) 平成27年11月19日に個別指導実施通知を送付したところ、同年12月11日に当該保険医療機関から同年9月30日を廃止日とする保険医療機関廃止届が提出された。

(3) 平成28年6月27日、当該保険医療機関において、実際には診療を行っていないにもかかわらず、虚偽の診療報酬明細書を作成し診療報酬を不正に受給したとして、大阪府警

が開設者及び共犯者らを逮捕した旨の報道があった。

- (4) これらのことから、当該保険医療機関において診療報酬を不正に請求していた疑いが濃厚になったことから、平成29年1月31日から平成31年2月14日まで計14日間の監査を実施した。

3 取消処分及び取消相当の主な理由

監査において判明した取消処分及び取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。
(架空請求)
- (2) 保険医である賀川歯科医師は、平成29年3月28日に詐欺罪で、大阪地方裁判所から懲役3年、執行猶予5年の判決を受け、刑が確定している。

4 不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成26年1月分から平成27年9月分までのレセプトのうち以下のとおり

- 不正請求金額 55名分 125件 2,392,910円

なお、監査において判明した分以外についても、不正請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5 再指定等

原則として、登録の取消の日及び指定の取消相当の日から5年間は、保険医の再登録及び保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消
健康保険法第80条第2号、第3号、第6号及び第8号
- 保険医の登録の取消
健康保険法第81条第5号